

ひとり親家庭の父・母・寡婦のみなさんの

月例

養育費等相談会

予約制・無料・先着順 無料託児あります



離婚したいけど
その後の生活は
どうしよう…



全く話し合いができない。
どうやって決めたらいいの…

養育費って
いくらもらえるの？

離婚したいけど、何から始めればいいのかわからない。
どんな準備が必要なのか知りたい、また、養育費や面会のこと、
就業や職場の悩みなど 何でも相談してください。
弁護士、就業相談員、養育費専門相談員が相談に応じます。
ひとりで悩まないで、相談してみませんか。

★令和3年度 開催日★ 毎月第3火曜日 (ただし8月のみ第3土曜日)

- | | | |
|------------|---------------|-------------|
| ・令和3年4月20日 | ・令和3年8月21日【土】 | ・令和3年12月21日 |
| ・令和3年5月18日 | ・令和3年9月21日 | ・令和4年1月18日 |
| ・令和3年6月15日 | ・令和3年10月19日 | ・令和4年2月15日 |
| ・令和3年7月20日 | ・令和3年11月16日 | ・令和4年3月15日 |

対象者：ひとり親家庭の父・母・寡婦、これから離婚を考えておられる方
場所：呉市役所 2F 子育て支援課 呉市中央4丁目1番6号
開催日：令和3年4月～令和4年3月迄の毎月第3火曜日（8月のみ第3土曜日）
時間：① 9：30～ ② 10：15～ ③ 11：00～
申込み方法：広島県ひとり親家庭サポートセンターへ電話またはFAXで
お申込み下さい（申込書は裏面）

TEL&FAX / 082-227-2377

受付時間/ 9：00～17：00 (FAXは24時間受付)

右記QRコードからも
相談申込が可能です。



※広島県ひとり親サポートセンターでは、就業や資格取得などひとり親家庭をとりまく問題について、養育費専門相談員、就業相談員が相談に応じていますのでお問い合わせください。
ご要望に応じ、弁護士の紹介及び相談への同行、調停への同行も行っています。

■広島県ひとり親家庭サポートセンター

〒730-0016 広島市中区熾町3-57 中特会館 2F 電話：082-227-2377

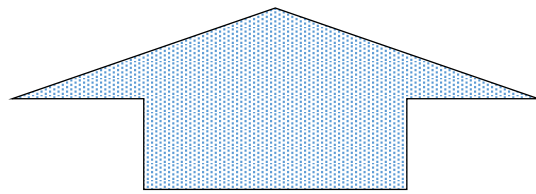
■一般財団法人 広島県ひとり親家庭等福祉連合会

〒730-0016 広島市中区熾町3-57 中特会館 2F 電話：082-227-2370

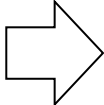
■広島弁護士会呉地区会 〒737-0811 呉市中央2丁目1-29 電話：0823-24-6755

この事業は呉市より(一財)広島県ひとり親家庭等福祉連合会が受託し開催します。

後援：日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス広島)



FAXでお申込みの方は、この用紙にご記入の上
そのまま送信してください。

送信先FAX番号  082-227-2377

フリガナ お名前	
ご住所	〒
連絡先 電話番号 (昼間に連絡可能な番号)	
希望時間帯 (○で囲んでください)	弁護士 相談 9:30 ~ 10:15 10:15 ~ 11:00 11:00 ~ 11:45
相談内容	
託児	希望する(才 人) 希望しない
備考	

いただいた個人情報は、この事業以外では使用いたしません。